

既存不適格調書

棟番号 < >

1. 基本的事項

建築主				
敷地の位置				
調書を作成した者	資格	() 建築士	() 登録	第 号
	氏名			
	建築士事務所名	() 建築士事務所	() 知事登録	第 号
	所在地			
	電話番号			
直近の 確認済証・検査済証 交付年月日・番号・交付機関	確認済証	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	交付機関名	
		年 月 日		
	検査済証	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	交付機関名	
		年 月 日		
増改築等の履歴				
既存部分の劣化状況				

2. 既存不適格の概要(構造耐力関係規定)

構造耐力関係規定	<input type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格			
	既存不適格条項	既存不適格の具体的内容		基準時
				年 月
				年 月
				年 月
	緩和の適用条項			
	<input type="checkbox"/> (令第137条の2第一号) 基準時の1/2以下			
	<input type="checkbox"/> (令第137条の2第二号) 基準時の1/20以下かつ50㎡以下			
	<input type="checkbox"/> EXP.J等相互に応力を伝達しない構造方法			
	<input type="checkbox"/> 構造上一体			
基準時:A 床面積の合計 年 月	B: 基準時以降、今回申請 までの間に増築等を行 った部分の床面積の 合計	C: 今回申請の増築等に 係る部分の床面積の 合計	A/20	A/2
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

3. 既存不適格の概要(集団規定)※敷地全体について記入してください。

集団規定	□適法 □既存不適格				
	既存不適格条項	既存不適格の具体的内容			基準時
					年 月
					年 月
					年 月
緩和の適用条項 (令第137条の)					
	基準時:A 年 月	現在:B	申請による増減:C	合計:B+C=D	D/A
敷地面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
建築面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
延べ面積の合計	m ²	m ²	m ²	m ²	
総棟数	棟	棟	棟	棟	
不適 合部 分	作業場・自動車車庫等	m ²	m ²	m ²	m ²
	危険物の貯蔵又は処理に供する建築物	m ²	m ²	m ²	m ²
	その他の用途()	m ²	m ²	m ²	m ²
適合部分	m ²	m ²	m ²	m ²	
合計	m ²	m ²	m ²	m ²	
原動機の出力	kw	kw	kw	kw	
機械の台数	台	台	台	台	
容器等の容量	リットル	リットル	リットル	リットル	
その他 ()					

4. 既存不適格の概要(その他の単体規定)

その他の単体規定	□適法 □既存不適格				
	既存不適格条項	既存不適格の具体的内容			基準時
					年 月
	緩和の適用条項 (令第137条の)				
	基準時:A 床面積の合計 年 月	B: 基準時以降、今回申請 までの間に増築等を行 った部分の床面積の 合計	C: 今回申請の増築等に 係る部分の床面積の 合計	合計:B+C=D	D/A
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
既存不適格条項	既存不適格の具体的内容			基準時	
				年 月	
緩和の適用条項 (令第137条の)					
基準時:A 床面積の合計 年 月	B: 基準時以降、今回申請 までの間に増築等を行 った部分の床面積の 合計	C: 今回申請の増築等に 係る部分の床面積の 合計	合計:B+C=D	D/A	
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	

<注意>

2. 構造耐力関係規定及び4. その他単体規定で、緩和の適用を受ける建築物が複数棟ある場合は、本調書を棟毎に作成してください。

<添付図書>

1. 既存建築物の平面図及び配置図

明示すべき事項

- ・基準時の状況を明示
- ・既存不適格となっている建築物の部分を明示
- ・増改築の履歴がある場合は、当該部分を明示

※法第6条第1項第四号に該当する木造の建築物に係る申請である場合にあつては、上記の明示すべき事項が申請書に添付する平面図及び配置図に明示されていれば、調書への添付は不要です。

2. 新築又は増改築の時期を示す書類

・検査済証

・検査済証が無い場合は、確認済証又は確認台帳の記載事項証明(建築確認を行った機関が行ったもの)に加えて、工事の実施を特定できる書類(工事契約書、登記事項証明書等)

3. 緩和条件適合図書

- ・緩和を受けるための政令で定める条件を満たしていることを証明するものとして必要な図書。